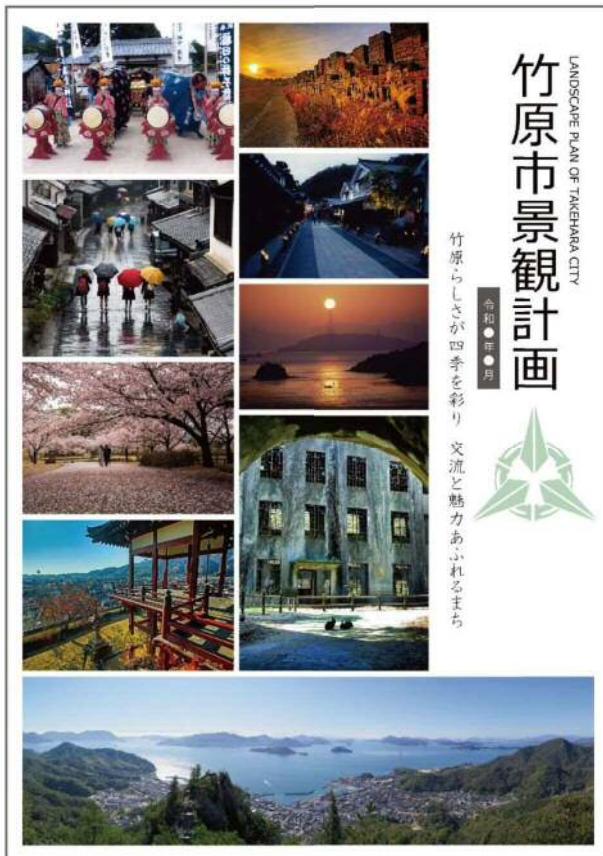


竹原市景観形成ガイドライン (届出の手引き)

(案)



令和●年●月
竹原市

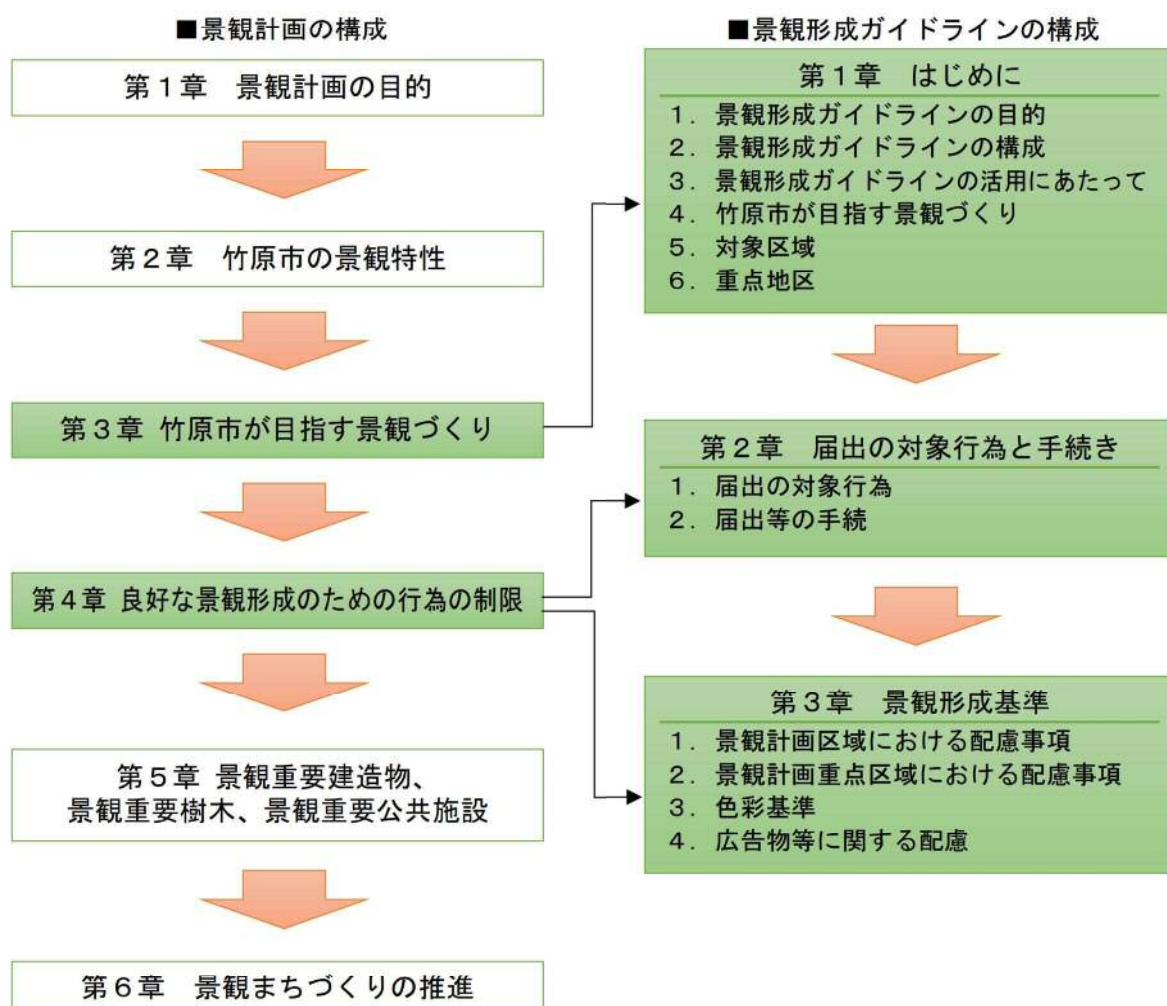
第1章 はじめに

1. 景観形成ガイドラインの目的

竹原市は、市を取り囲む瀬戸内海と緑の山々に育まれた美しい自然的景観、町並み保存地区に代表される歴史・文化的景観、商店街や市街地などの都市的景観等の多彩な景観を有しています。これら古くから引継がれ、築きあげられてきた竹原の良好な景観を次の世代に引継いでいくため、「竹原市景観計画」を策定しました。

この景観形成ガイドラインは、「竹原市景観計画」に定める届出対象行為と景観形成基準について、景観づくりの主体となる市民、事業者、行政が、その取組について共通の認識を持つことができるよう、参考図や写真などを用いて分かりやすく解説したものです。

2. 景観形成ガイドラインの構成

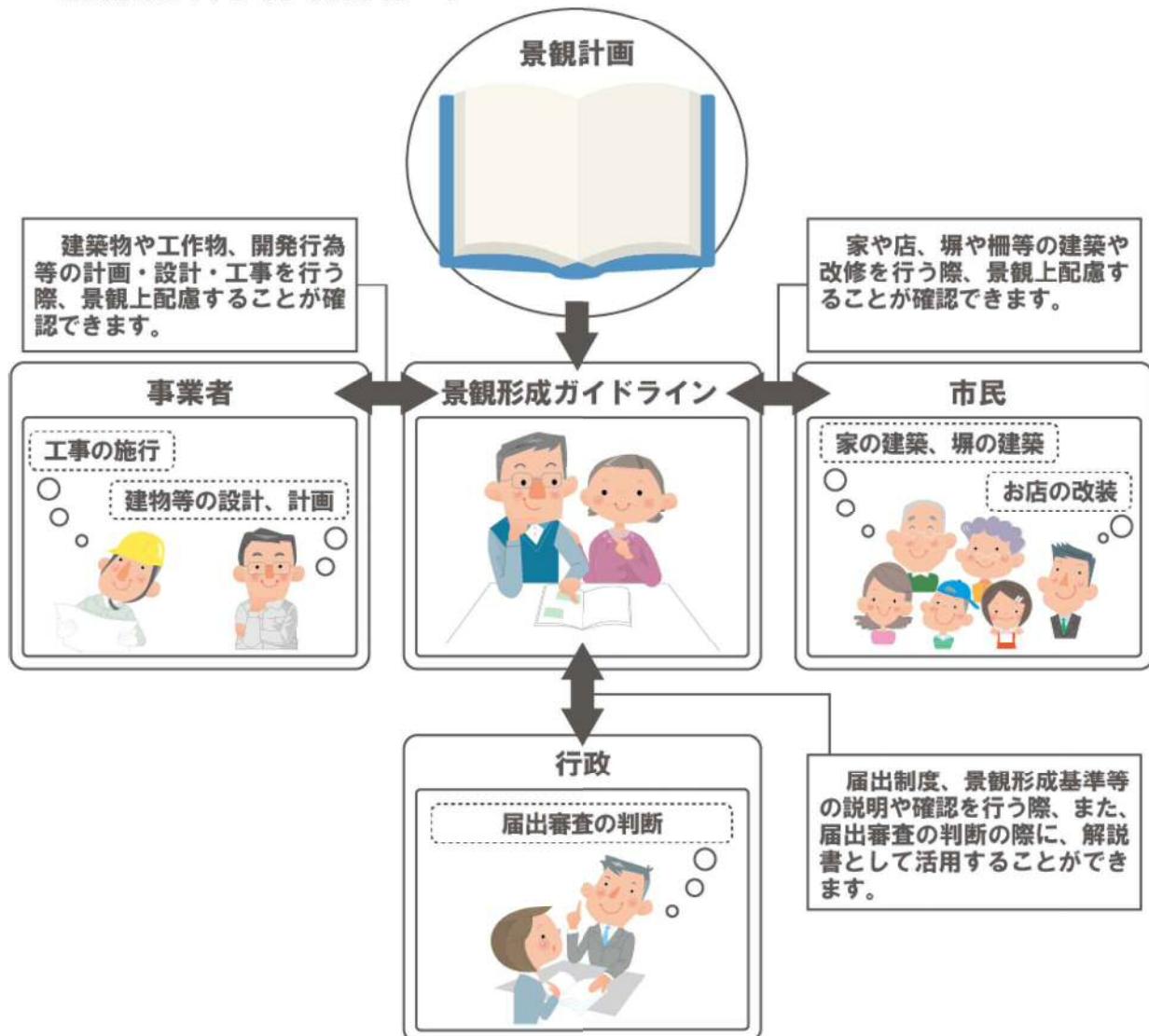


3. 景観形成ガイドラインの活用にあたって

本ガイドラインの活用においては、以下の点に留意してください。

- 本ガイドラインは、あくまでも事例や基本的な考え方を解説したものであり、個別の条件に合わせて、景観計画の趣旨を理解して活用してください。
- 本ガイドラインは、届出対象行為の届出内容の適合性を判断する指針になりますが、届出の有無に関わらず、市民や事業者のみなさまによって、良好な景観形成のために活用されることを願っております。
- 今回発行した景観形成ガイドラインは、今後の届出等において発生する様々な事案を踏まえて、継続的に内容の充実、更新を図っていきます。

■景観形成ガイドラインの活用イメージ



4. 竹原市が目指す景観づくり

本市には、四季を通じて美しく、多様な景観資源（自然的景観、歴史・文化的景観、都市的景観）があります。瀬戸内の海・山・田園と歴史あるまちなみがまとまった竹原特有の風景や伝統行事等の賑わいが住民の生活と融合し、誰でも身近に景観を感じられることを“竹原らしさ”と定義し、「景観形成の将来像」及び「景観形成の基本方針」を以下のとおり設定します。

■景観形成の将来像

竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち

■景観形成の基本方針

◇誇りある景観を 「まもる（保全・維持）」

本市は風光明媚な瀬戸内海に面し、市街地の背後には朝日山や黒滝山に代表される山林があり、瀬戸内海の多島美や北部地域の田園など、多彩な自然景観を有しています。また、近世に発展した製塩業が現在の町並み保存地区を形づくっており、人々の生活と伝統が融合した歴史景観を受け継いでいます。加えて、神明祭や忠海の祇園祭みこし行事などの伝統・文化資源を地域固有の景観として残しています。

今まで先人たちが守り続けた本市の誇りある景観は竹原の財産であり、将来に渡って継承し続けるため、積極的に保全し、誇りある景観形成に取り組みます。



◇魅力ある景観を 「みがく（創出・向上）」

良好な景観を形成するためには、自然の風景や歴史を感じさせるまちなみを守るだけでなく、誰にとっても居心地がよく、訪れたいたい・訪れてほしいと思えるような空間へと価値を高めることが重要です。

このため、地域の景観を構成する重要な要素を活用し、磨き上げ、発信することで、魅力ある景観の創出に取り組みます。

特に市の玄関口となるＪＲ竹原駅前は、中心市街地の活性化や地域の魅力づくりと連携した景観形成に取り組みます。



◇愛着ある景観を 「ととのえる（改善・配慮）」

急速な人口減少や高齢化の進展により、空き家や耕作放棄地等が急増し、中心市街地の活力ある景観や美しい田園風景等を阻害しています。また、落ち着いた住宅地にある過度に派手な屋外広告物や農地にある太陽光パネルも良好な景観を阻害する要因になっています。

これらの景観を阻害する要因を取り除き、周辺と調和した景観づくりを進め、愛着のある景観形成に取り組みます。



◇一人ひとりの力を「つなぐ（協働）」

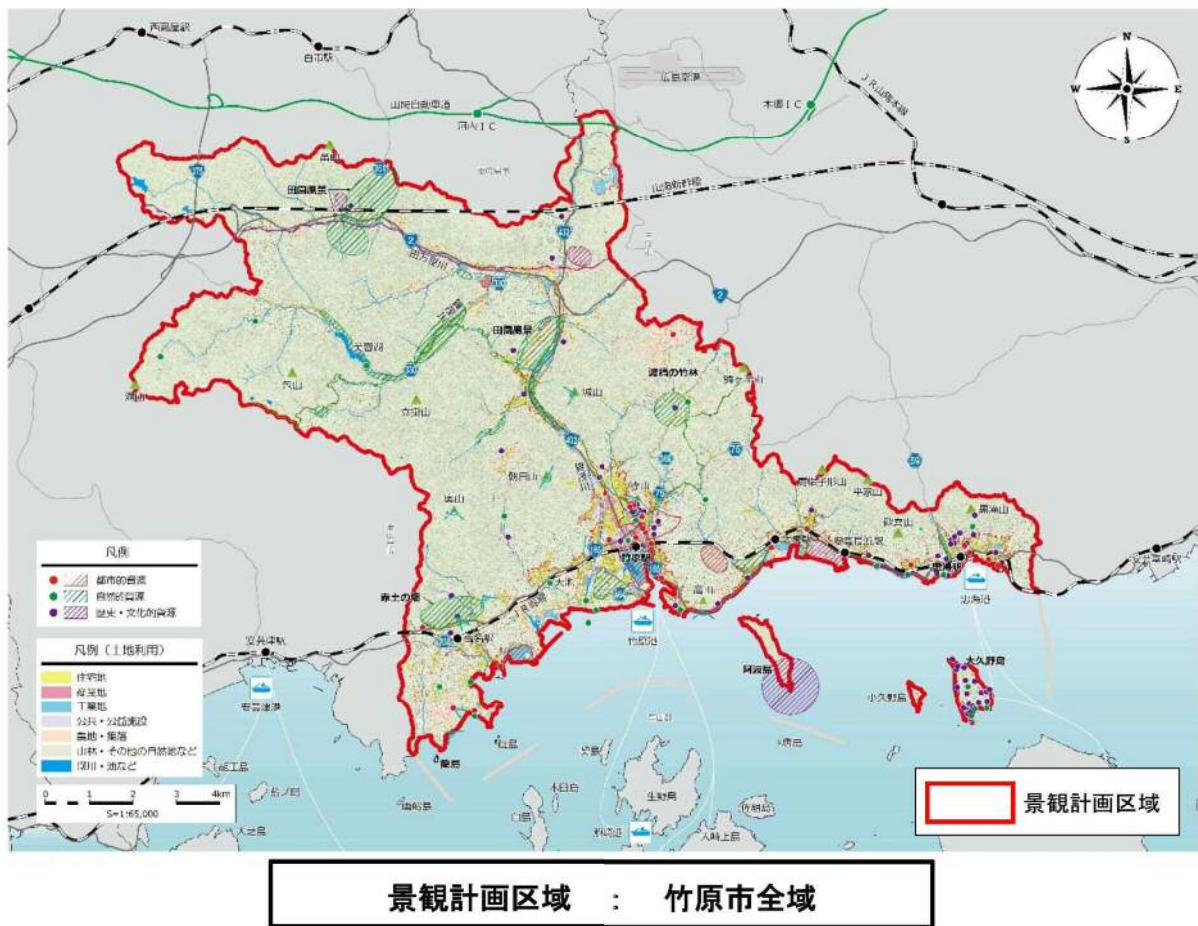
美しい景観は、限られた人や団体だけで作っていくことはできません。美しい景観を将来につなげられるよう、協働で取り組む景観づくりを目指し、市民、事業者、行政が役割を分担し、一人ひとりが力を合わせて、景観づくりの輪をつなげます。

良好な景観を自分たちの手で、「まもり」、「みがき」、「ととのえる」を通じて、一人ひとりの景観への意識を高めるとともに、地域の魅力を広く発信し、市内外に誇れる良好な景観形成に取り組みます。



5. 対象区域

本ガイドラインの対象区域は景観計画区域（市全域）とします。



景観計画区域：竹原市全域

6. 重点地区

景観計画区域の中でも、特に景観への配慮が必要と考える地区を重点地区として、「竹原駅前周辺地区」、「竹原シンボルロード周辺地区」、「町並み保存地区周辺地区」、「忠海市街地周辺地区」の4地区を指定しています。該当地区において建築物等の設計を行う際には、地区別の景観形成基準、届出対象行為をご参照ください。

【竹原市景観計画区域（市全域）】

- ・景観形成の将来像
- ・景観形成の基本方針
- ・ゾーン別の景観形成の方針
- ・景観形成基準

上乗せ

【重点地区】

- ・区域の指定
- ・重点地区的景観形成の方針
- ・重点地区的景観形成基準

建築行為・開発行為などは景観形成の方針や基準に準ずる

■竹原駅前周辺地区の区域

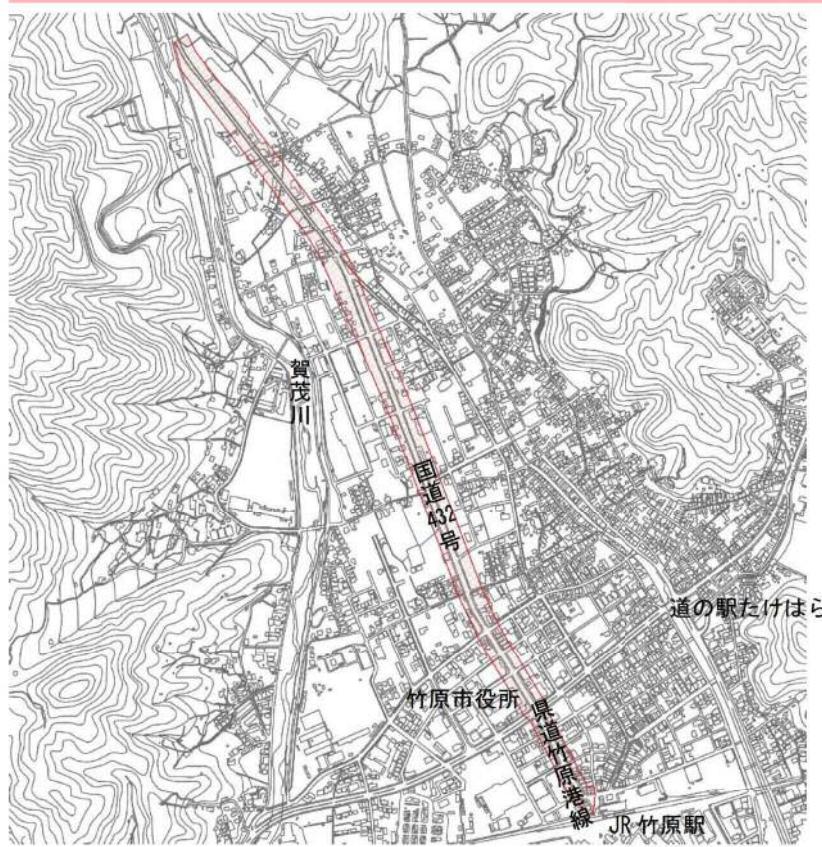


【地区の概要】

竹原駅前周辺地区は「まちなかゾーン」に位置づけており、まちなかを歩きたくなる、心地よさや親しみを感じる景観の形成を目指しています。

特に竹原駅前商店街は、駅前に位置していることや町並み保存地区への主要ルートとなるなど、市の魅力ある景観を形成するにあたり中心的な役割を担っており、竹原駅周辺の賑わいや魅力の創出が重要であるため、重点地区に指定します。

■竹原シンボルロード周辺地区の区域



【地区の概要】

竹原シンボルロード周辺地区は「まちなかゾーン」に位置づけており、シンボルロードとしての竹原らしさと市街地の利便性を備えた良好な沿道景観の形成を目指しています。

国道 432 号は竹原市街地の玄関口及び中心市街地を走る主要道路であり、街路樹を市木である竹とするなど、市のシンボルロードとなっています。今後、国道 432 号の工事等に伴う沿道の景観整備により、さらなるシンボルロード沿道の魅力と活力の向上を図るために、重点区域に指定します。

■町並み保存地区周辺地区的区域



【地区の概要】

町並み保存地区周辺地区は「住宅地ゾーン歴史まちなみ地域」に位置づけており、町並み保存地区とその周辺地域の連携した景観の保全を目指しています。

町並み保存地区は、歴史的景観を有するとともに市を代表する観光地となっており、建築物や工作物の外観等に関する規制により伝統的な景観が守られています。一方で、その外縁部では規制がなく連続した景観が阻害されるおそれがあります。そこで、歴史ある一體的なまちなみの維持と人々の住環境の確保を両立するため、重点地区に指定します。

■忠海市街地周辺地区的区域



【地区の概要】

忠海市街地周辺地区は「住宅地ゾーン歴史まちなみ地域」に位置づけており、歴史あるまちなみの保全と人々の住環境の確保を両立した景観形成を目指しています。

本地区的旧市街地には古い町家や神社仏閣などの歴史的な資源が多く点在しており、歴史あるまちなみと人々の暮らしや文化が融合する景観を形成しています。また、本地区はJR忠海駅を訪れた来訪者が最初に目にする地区でもあります。

そこで、生活と伝統が融合した景観を保全しつつ、地区内の回遊性を高める魅力ある景観の創出を図るため、重点地区に指定します。

第2章 届出の対象行為と手続き

1. 届出の対象行為

景観法の「届出制度」に基づき、景観形成に影響を及ぼす一定の建築等の行為については、行為に着手する前に竹原市へ計画を提出し、景観計画に適合した内容であるかを確認します。

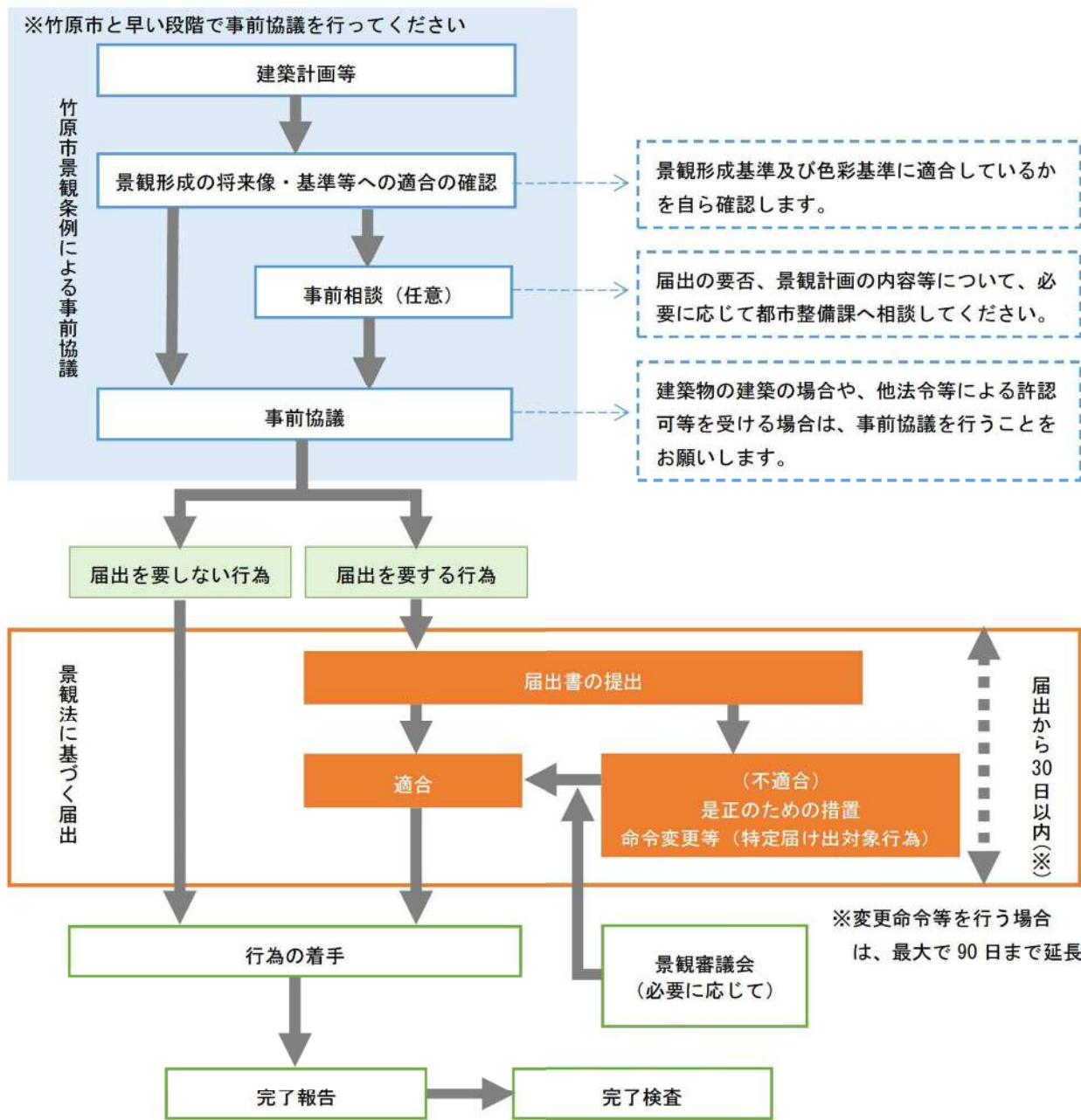
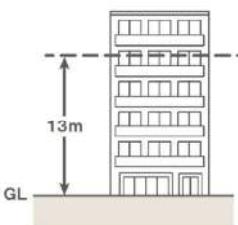
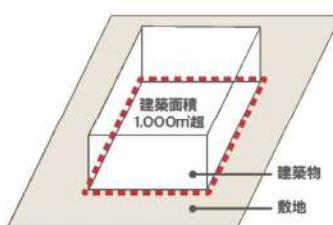
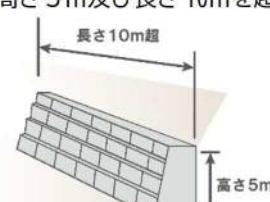
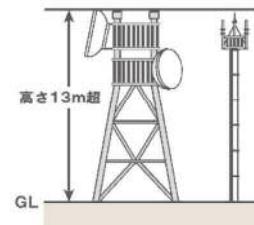
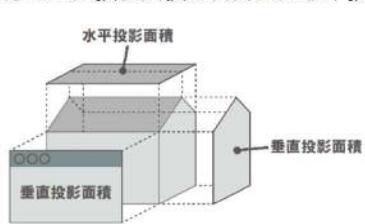
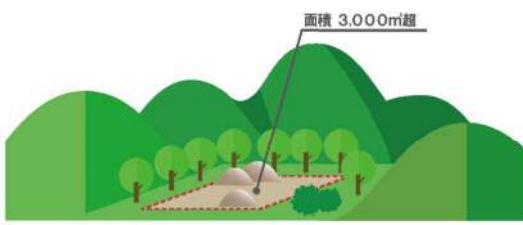


図 届出のフロー図

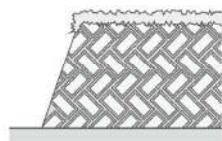
1. 重点地区を除く地域における届出対象行為（広島県の届出対象行為に準拠）

行為	届出の対象
建築物の新築、増築、改築、移転、撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 13m 又は建築面積 1,000 m²を超えるとき。
	 <p>又は</p> 
工作物の新築、増築、改築、移転、撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・P10 の工作物の区分に従い、次のとおりとする。 <p>a : 高さ 5m 及び長さ 10m を超えるもの</p>  <p>b : 高さ 13m 又は建築面積 1,000 m²を超えるもの</p>  <p>c : 高さ 20m を超えるもの</p> 
建築物、工作物の外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ 10 m²を超えるもの 
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採、土石等の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の外観の変更に係る土地の面積 1,000 m²又は法面若しくは擁壁の高さ 5m 及び長さ 10m を超えるもの。 

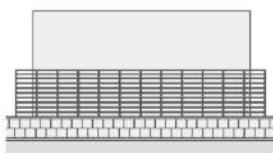
行為	届出の対象
土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・区画形質の変更に係る土地の面積が 3,000 m²を超えるもの ・法面又は擁壁が高さ 5m 及び長さ 10m を超えるもの
	
屋外における物品の集積、貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> ・集積、貯蔵の高さ 5m 又は土地の面積 1,000 m²を超えるもの
	

工作物の区分：a

擁壁、さく、塀、その他これらに類するもの



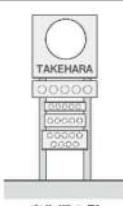
擁壁の例



さく・塀の例

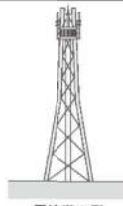
工作物の区分：b

広告塔、広告板その他これらに類するもの

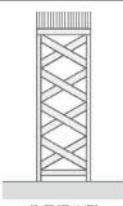


広告塔の例

電波塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの



電波塔の例



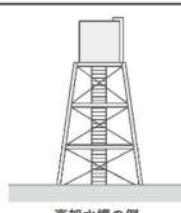
物見塔の例

煙突、排気塔その他これらに類するもの



煙突の例

高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの

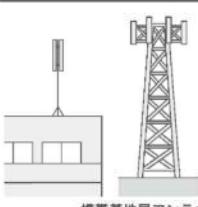


高架水槽の例

鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナその他これらに類するもの



鉄柱の例

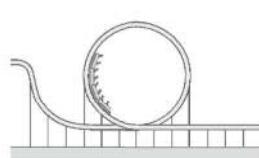


携帯基地局アンテナの例

観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類するもの

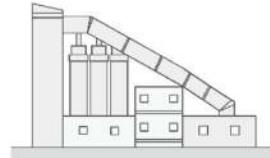


観覧車の例



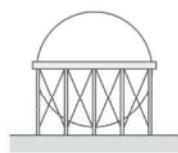
コースターの例

アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの



プラント類の例

石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設

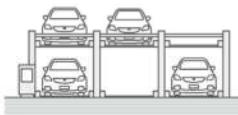


ガスタンクの例



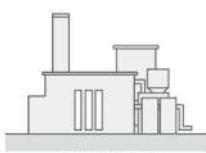
サイロの例

自動車車庫の用に供する立体的な収納施設



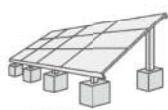
機械式自動車車庫の例

汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設その他これらに類するもの



ごみ焼却場の例

太陽光発電設備、風力発電設備等の再生可能エネルギー発電設備その他これらに類するもの



太陽光発電装置の例

工作物の区分：c

彫像、記念碑その他これらに類するもの



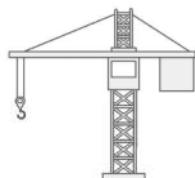
彫像、記念碑の例

電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線（電柱等これらの支持物を含む。）、その他これらに類するもの



電線路と鉄塔の例

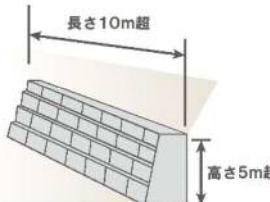
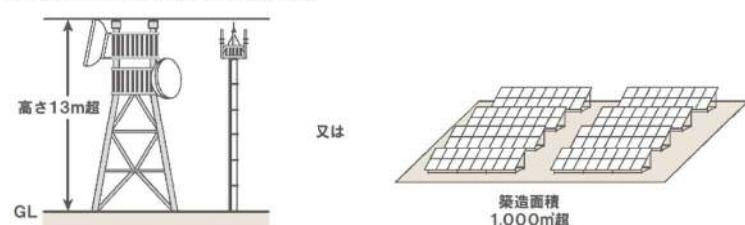
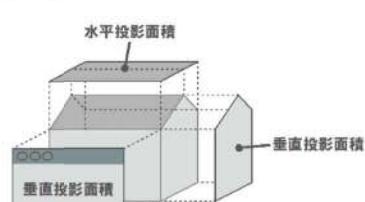
屋外に設置されたクレーン等の生産設備その他これらに類するもの



クレーンの例

2. 重点地区における届出対象行為

重点地区は、地区内の建築行為の実態を把握し、不適切な建築行為を実施する場合に勧告等の措置をとれるよう、建築行為に対して規模を限定せず届出を必要とします。また、後述する景観形成基準にある地上設置型の太陽光発電設備の設置実態を把握するため、太陽光発電設備についても規模を限定せず届出を必要とします。その他の工作物や行為については景観計画区域全域の届出対象行為に準拠します。

行為	届出の対象
建築物の新築、増築、改築、移転、撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・規模を限定しない。（全ての建築行為で届出が必要）
工作物の新築、増築、改築、移転、撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域の工作物の区分に従い、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a : 高さ 5m 及び長さ 10m を超える法面・擁壁  <ul style="list-style-type: none"> b : 高さ 13m 又は建築面積 1,000 m² を超えるもの  <ul style="list-style-type: none"> c : 高さ 20m を超えるもの 
建築物、工作物の外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観の変更については規模を限定しない。（全ての行為で届出が必要） ・工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ 10 m² を超えるもの 
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採、土石等の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の外観の変更に係る土地の面積 1,000 m² 又は法面若しくは擁壁の高さ 5m 及び長さ 10m を超えるもの。 

行為	届出の対象
土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・区画形質の変更に係る土地の面積が 3,000 m²を超えるもの ・法面又は擁壁が高さ 5m 及び長さ 10m を超えるもの ・水面の埋立て又は干拓を行う区域が 200 m²を超えるもの（行為後の面積が当該規模となるものも含む。）
屋外における物品の集積、貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> ・集積、貯蔵の高さ 5m 又は土地の面積 1,000 m²を超えるもの

3. 届出対象外となる行為

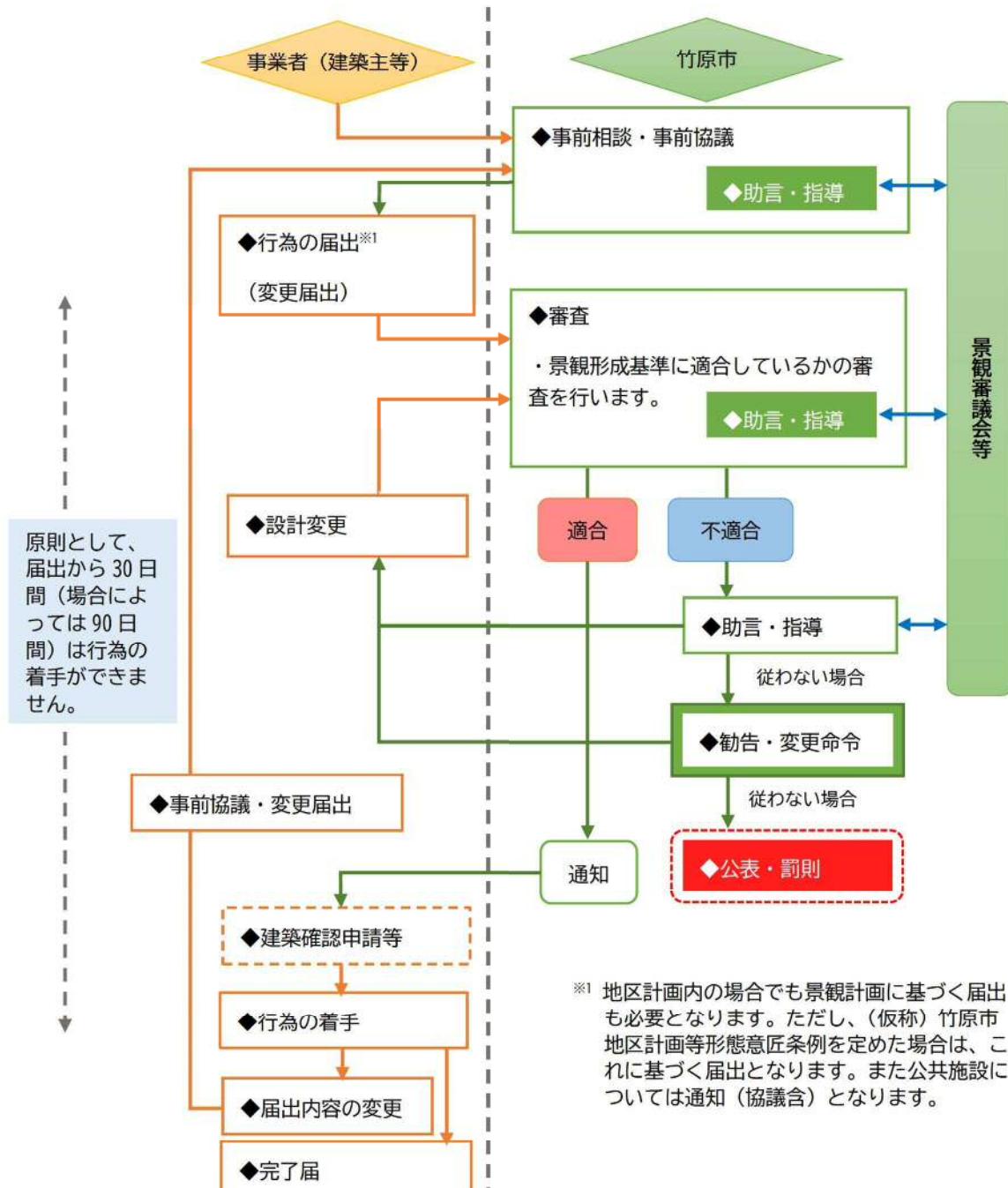
景観計画区域内において、届出対象行為に該当する場合でも、以下の行為は景観法に基づく届出が不要となります。（ただし、他法令の手続きが必要な場合があります。）

適用除外
(1) 通常の管理行為又は軽易な行為、非常災害のための応急措置 (2) 国、地方公共団体及び別に定められた公共的団体の行為 (3) 文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為 (4) 同法に基づく竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例により、許可などを要する行為 (5) 自然公園法の特別保護地区、特別地域の規定により許可を要する行為 (6) 都市計画法の地区計画の規定により届出を要する行為 (7) 広島県立自然公園条例、風致地区における建築等の規制に関する条例により許可を要する行為 (8) 広島県自然環境保全条例、広島県文化財保護条例により許可、届出を要する行為 (9) 広島県自然海浜保全条例により届出を要する行為 (10) 市街地再開発事業 (11) 広島の海の管理に関する条例により、海域の土地的利用等の許可を要する行為 (12) 「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に基づき既着手行為

2. 届出等の手続き

1. 景観計画に基づく届出の手続き（景観法第16条）

図表 竹原市景観条例の届出フロー



(参考) 景觀法一部抜粋

第102条

次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第 17 条第 1 項の規定による景観行政団体の長の命令又は第 70 条第 1 項の規定による市町村長の命令に違反した者(次号以下略)

■第103号

■第103号 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円いかの罰金に処する。

(1) 第16条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（次号以下略）

2. 事前相談、事前協議について

景観法に基づく「届出」の前に、「事前相談・事前協議」を行っていただきます。景観法に基づく届出の趣旨や方法を事前に確認いただき、早い段階で協議を行うとともに、協議の機会を増やすことで、景観形成基準への適合を促すことを目的としています。必要に応じて、景観アドバイザーや景観審議会等の意見を聴き、助言や指導を行います。

規模の小さな建築行為などは、届出を要しない場合もあります。その場合でも、周辺の街並みに配慮し、景観形成基準に適合するように努めてください。

事前相談・事前協議を行わずに、届出の内容が明らかに景観形成基準に適合しない場合は、勧告を行います。また、勧告に従わない場合は、勧告の内容その他規則で定める事項を公表する場合があります。

3. 届出に必要な書類

以下の図書を原則として正本1部、副本1部、合わせて2部を提出してください。

	図書の種類	明示すべき事項
建築物／工作物	届出書	行為の種類、場所、設計または施工方法、着手予定日等
	位置図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図 (概ね1/200以上の縮尺)	方位、敷地の境界線、敷地内の建築物等の位置及び規模、届出に係る建築物等と他の建築物等の別並びに緑化装置（樹木の位置、樹種及び樹高）
	立面図（各面） (概ね1/200以上の縮尺で、着色したもの)	外周部の仕上材、色彩、開口部の位置、屋根勾配及び附属設備
	現況周辺写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真 (撮影方向を配置図に示すこと)
	その他	その他必要な書類
採取地形／土地の外観の変更を伴う地形質の変更を伴う鉱物の掘採、土石等の変更	届出書	行為の種類、場所、設計または施工方法、着手予定日等
	位置図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	地形図 (概ね1/500以上の縮尺)	方位、行為地を含む周辺の地形の現況、行為の区域及び行為時における遮へい装置（遮へい物の種類、構造、位置及び高さ（垣及び柵については色彩、樹木については樹種））
	土地利用計画図 (概ね1/500以上の縮尺)	方位及び行為後の土地利用計画 (土石の採取または鉱物の掘採に類するものにあっては、事後措置)
	断面図 (概ね1/500以上の縮尺)	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	のり面断面図 (概ね1/500以上の縮尺)	のり面の措置
集積、貯蔵等の屋外における物品の貯蔵	現況周辺写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真 (撮影方向を配置図に示すこと)
	その他	その他必要な書類
	届出書	行為の種類、場所、設計または施工方法、着手予定日等
	位置図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図 (概ね1/200以上の縮尺)	方位、敷地の境界線、敷地内の建築物等の位置及び規模、届出に係る建築物等と他の建築物等の別並びに緑化装置（樹木の位置、樹種及び樹高）
	現況周辺写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真 (撮影方向を配置図に示すこと)
	その他	その他必要な書類

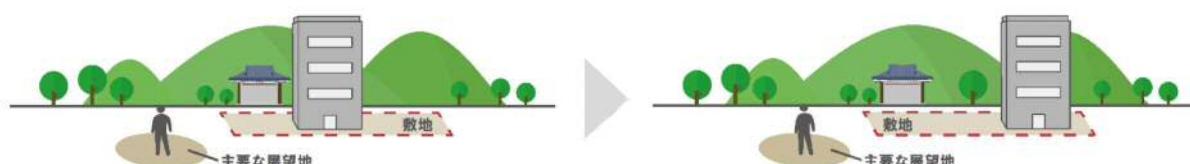
第3章 景観形成基準

1. 景観計画区域における配慮事項

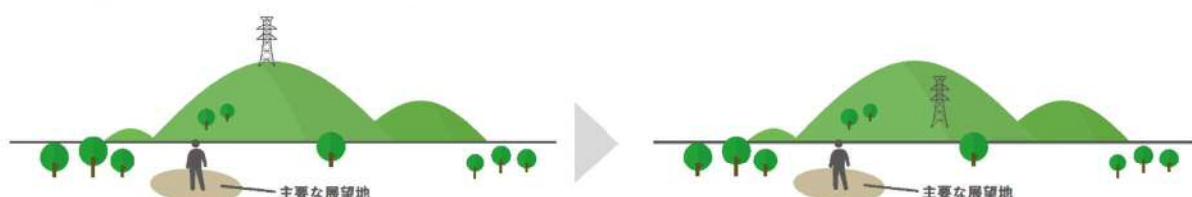
景観計画区域を対象として、景観法に基づく届出に該当する行為について、景観づくりの基準を示します。

①共通事項

事項	景観形成基準
①基本的遵守事項	<ul style="list-style-type: none">・景観計画に定める「第3章 景観形成に関する将来像と方針」の内容に沿ったものとするよう努める。・地域の個性および特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図る。・周辺の景観に著しい影響を及ぼす可能性がある行為について、当該行為に係る計画の内容書等を準備するとともに、その周辺地域の状況を、パース、模型、カラー合成写真、コンピュータ・グラフィック等で分析するなど、周辺の景観に与える影響の検証に努める。・法令や協定等に基づく景観形成の基準がある場合は、その内容を遵守する。
②位置	<ul style="list-style-type: none">・次の地域及びその周辺地域にあっては、既存の景観資源を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、行為地の選定に当たって、特に配慮する。 (ア) 自然公園法等に基づく指定地域（大久野島周辺、長浜等） (イ) 竹原市を代表する景勝地 (ウ) 地域を代表する歴史的建造物等のランドマークのある地域（町並み保存地区、忠海市街地等） (以下(ア)、(イ)及び(ウ)を総称して「景勝地等」という。)・行為地が、歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とするよう配慮する。・行為地が、主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とする。（国道2号、国道185号、国道432号沿い等）・行為地が、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とする。
③敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none">・敷地内においては、既存の樹木等を活かしながら、できる限り豊かな緑化に努める。
④その他	<ul style="list-style-type: none">・敷地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び周辺の景観との調和に配慮する。・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、さく等を設け、道路から直接見通せない構造とする。・屋外照明は、過剰な光量とならないように配慮する。・行為の期間中は敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路等からの遮へいに努める。



■山の稜線に配慮した配置の例



②建築物

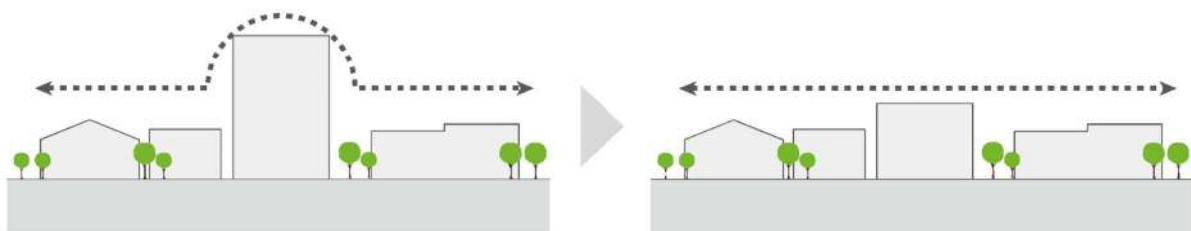
事項	景観形成基準
①形態	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する形態とするよう配慮する。 周辺に圧迫感を与えない形態とする。
②意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する意匠とするよう配慮する。 建築物の壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫する。 建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置個所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。
③色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮する。 基調となる色彩は、日本産業規格の色名（JISZ8102）に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着きのある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、原則として、彩度の高い色の使用は避けること。ただし、周囲との調和が図られる場合は、明るい色調の使用は差し支えないものとする。
④素材	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する素材とするよう配慮する。 日本瓦や漆喰塗りなど、地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、できる限り外壁等の材質は耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内においては、できる限り電線類を地中化する。ただし、やむを得ない場合にあっては、軒下配線等により、主要道路等から見えないようにする。

③工作物

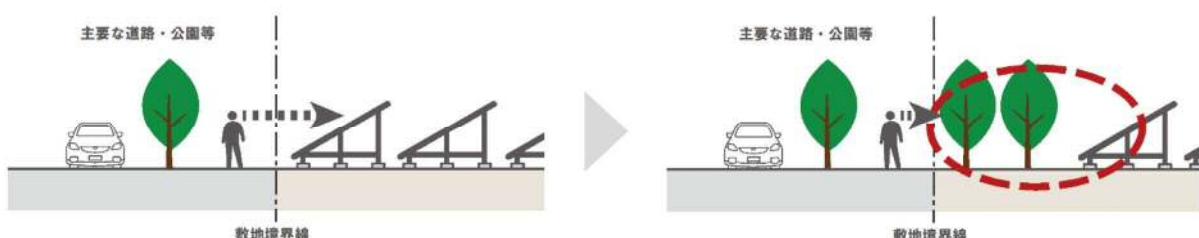
- 原則として、建築物の事項及び基準に準じる。
- 屋外広告物及び太陽光発電設備^{*}等は、主要な展望地からの眺望の妨げとならないよう形態意匠や色彩等に配慮する。
- 地上設置型の太陽光発電設備を設置する場合は、立地に対する防災上の観点を考慮しつつ、道路、公園、河川等の公共の用に供する場所から容易に望見されない位置に設けるか、生け垣や植栽等によって遮へいするなどの配慮を行う。

^{*}太陽熱温水器含む

■周辺の建築物の規模と調和した配置の例



■周辺景観に配慮した太陽光発電施設の設置の例



④鉱物の掘採又は土石等の採取

- ・長大な法面、擁壁等を生じないよう配慮する。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫する。
 - (ア) こう配は、できる限り緩やかなものとする。
 - (イ) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮する。
 - (ウ) できる限り自然植生と調和した緑化等により修景する。
- ・跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施する。
- ・前記の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないよう、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行う。

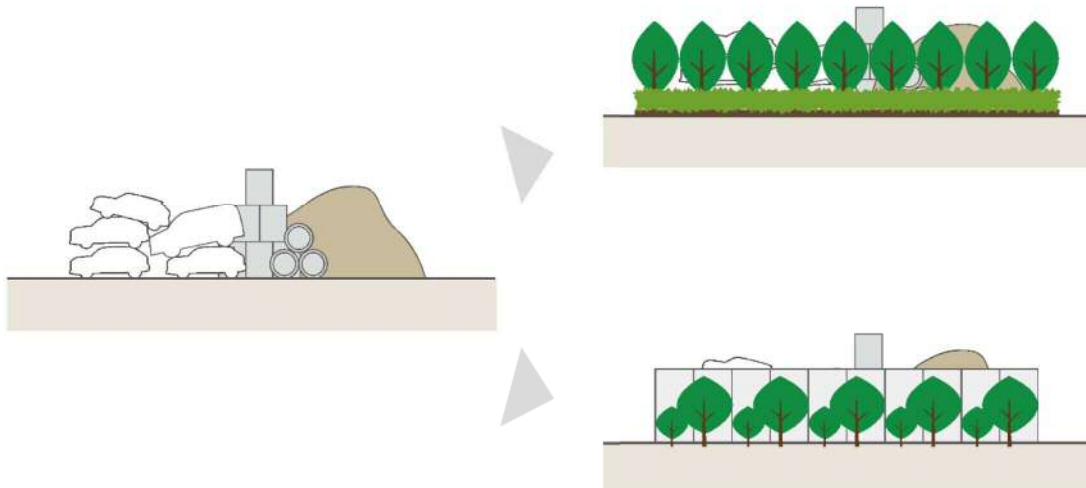
⑤土地の区画形質の変更

事項	景観形成基準
①変更後の形状	・鉱物の掘採又は土石等の採取の基準に準じる。
②その他	・行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。 ・埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫する。

⑥屋外における土石、廃棄物、物品等

事項	景観形成基準
①集積等の方法	・適切な集積又は貯蔵に努め、できる限り主要な展望地から見えないよう配慮する。
②遮蔽	・敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路等の公共用地からできる限り見えにくい位置とする。
③その他	・鉱物の掘採又は土石等の採取の基準に準じる。

■周辺景観に配慮した廃棄物等の遮蔽の例



2. 景観計画重点区域における配慮事項

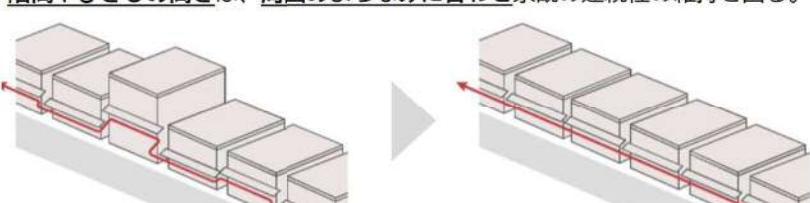
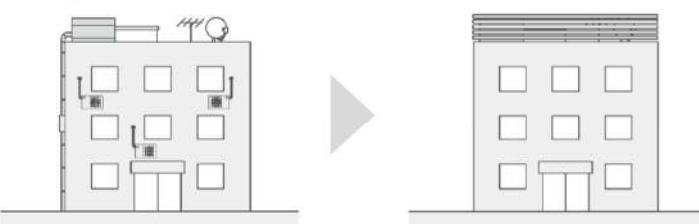
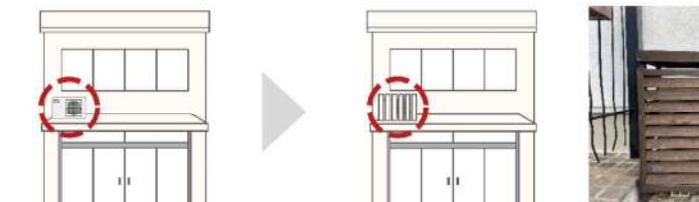
景観計画区域内において、特に竹原らしい景観を有しており、将来にわたって景観を保全すべき地区を重点地区と位置付け、地区的実情に合ったきめ細かな景観誘導を図ります。

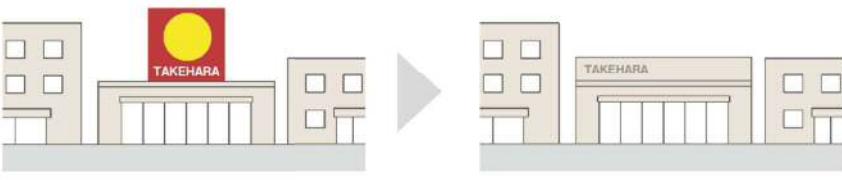
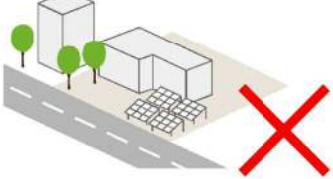
重点地区では、竹原市景観計画区域全域における「景観形成の将来像・景観形成の基本方針」「ゾーン別の景観形成の方針」「景観形成基準」に加えて、地区の特徴に応じた景観形成の方針及び景観形成基準を設けることで、地区内で建築行為等を行う際に、特に景観への配慮を行います。

■竹原駅前周辺地区

竹原駅前周辺地区は、「まちなかを歩きたくなる、心地よさや親しみを感じる景観の形成」を目指しています。そこで、景観計画区域全域における基準をもとに地区の特徴を生かした景観づくりを進めるため、竹原駅周辺の賑わいや魅力創出に資する独自の景観形成基準を上乗せして定めます。

事項	景観形成基準
共通事項	<p>・既存のノスタルジックな景観を阻害しないよう配慮とともに、竹原駅前商店街及びその周辺の賑わいや魅力の創出に努める。</p>  <p>竹原駅前商店街のノスタルジックな景観</p>
建築物 ①形態	<p>・商店街としての景観に調和する形態とするよう配慮し、奇抜なものは避ける。</p>  <p>周辺に圧迫感を与える形態</p> <p>周辺の建築物の規模と調和した形態</p>

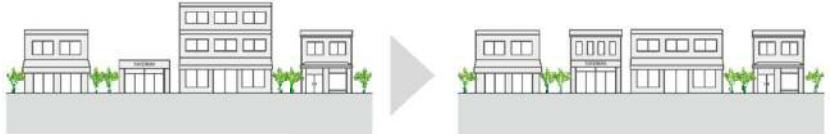
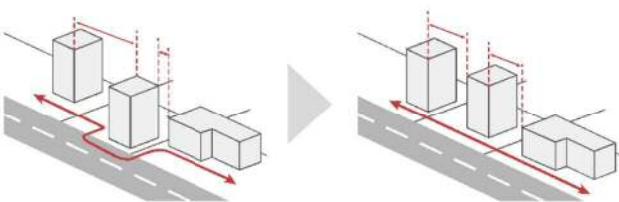
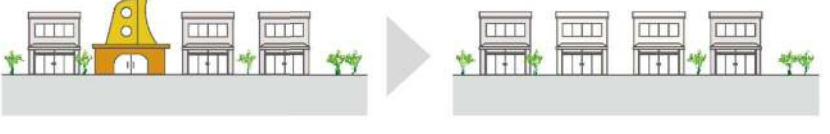
事項		景観形成基準
建築物	①形態	<p>・建築物の1階店舗部分では、道路側をオープン（ガラス等）とする、閉鎖的なシャッターを設けないなど、賑わいを感じられる空間の形成に配慮する。</p>  <p>パイプシャッターのイメージ 道路側が閉鎖的 道路側がオープン</p> <p>・階高やひさしの高さは、周囲のまちなみみに合わせ景観の連続性の維持を図る。</p>  <p>庇の高さが揃っていない 庇の高さを周囲のまちなみみに合わせる</p>
建築物	②意匠	<p>・商店街としての景観に調和する意匠とするよう配慮し、奇抜なものは避ける。</p>  <p>商店街の景観に調和しない奇抜な意匠 商店街の景観に調和するよう修景</p> <p>・建築物の壁面設備及び屋上設備は、できるだけ道路から見えない場所へ設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物との一体性が図られるよう工夫する。</p>  <p>屋上設備がむき出し 囲い（ルーバー）による修景</p>  <p>エアコンの室外機がむき出し 囲い（ルーバー）による修景</p> 

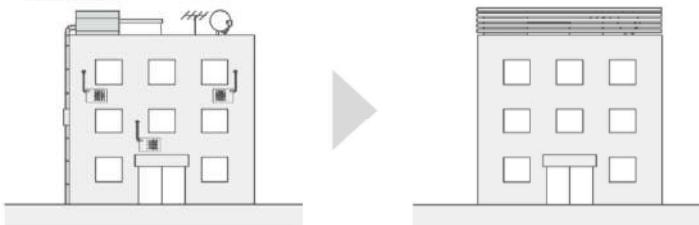
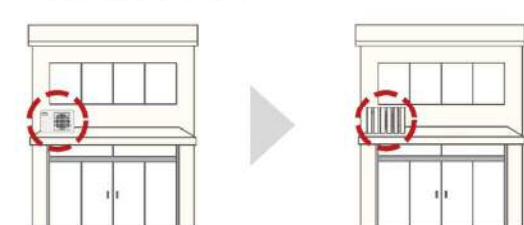
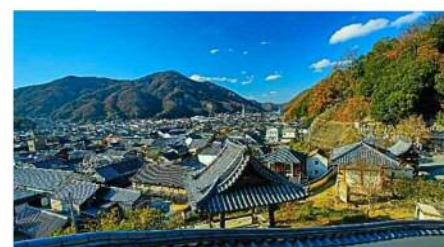
事項		景観形成基準
建築物	③色彩	<ul style="list-style-type: none"> 別に定める色彩基準を基本とし、周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮する。 特に建築物の低層部については、<u>歩行者の視線を意識し、一体的な景観形成を図るため、統一感のある色彩とするよう配慮する。</u> 
工作物		<ul style="list-style-type: none"> <u>屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩等とするよう配慮する。</u>  <p>屋外広告物が目立ち周辺の景観を阻害 周辺景観との調和が図られるよう修景</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>地上設置型の太陽光発電設備等の設置は原則禁止とする。</u>   <p>地上設置型の太陽光発電設備等は原則禁止</p>
その他		<ul style="list-style-type: none"> 快適な歩行者空間を創出するため、<u>民地部分のオープンスペース化</u>が図られるよう、建築物や工作物の配置を工夫する。  <p>壁面を後退し、ベンチや植栽を設置する</p>

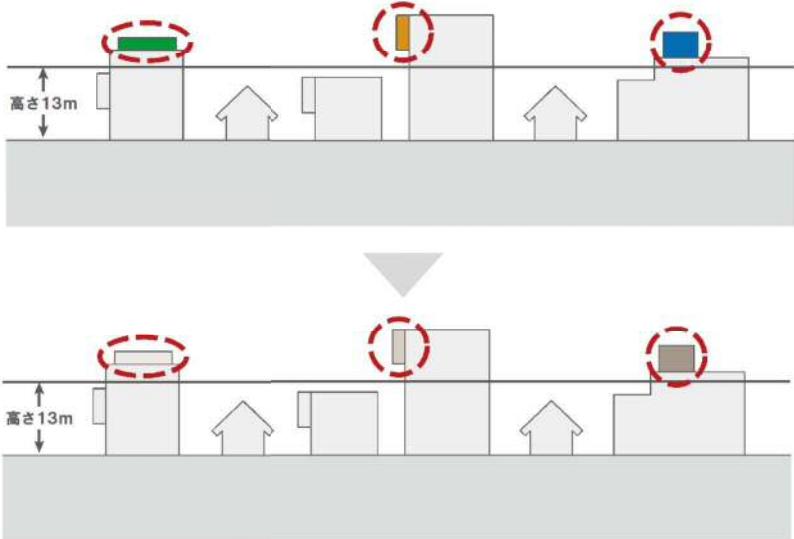
※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

■竹原シンボルロード周辺地区

竹原シンボルロード周辺地区は、「シンボルロードとしての竹原らしさと市街地の利便性を備えた良好な沿道景観の形成」を目指しています。そこで、景観計画区域全域における基準をもとに地区の特徴を生かした景観づくりを進めるため、シンボルロードとして国道432号・県道竹原港線沿道の魅力と活力の向上に資する独自の景観形成基準を上乗せして定めます。

事項	景観形成基準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <u>シンボルロードとしての魅力や活力の向上と西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観の保全の両立に努める。</u> 国道432号・県道竹原港線から見える建築物の低層部では、<u>竹並木や黒煉瓦等の前面道路の景観に配慮するとともに、快適な歩行者空間の創出</u>に努める。 
	西方寺普明閣からの眺望景観 竹原シンボルロードの景観
建築物	<p>①形態</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺建築物の壁面の位置や前面道路の景観に配慮し、調和の取れた形態とする。  <p>・<u>大規模なものとなるときは、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えないよう配慮する。</u></p>  <p style="text-align: center;">壁面の位置が揃っていない 周辺建築物の壁面の位置に配慮</p>
	<p>②意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺建築物の壁面位置や前面道路の景観に配慮し、調和の取れた意匠とする。 

事項		景観形成基準
建築物	②意匠	<p>・建築物の壁面設備及び屋上設備は、できるだけ道路から見えない場所へ設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物との一体性が図られるよう工夫する。</p>  <p>屋上設備がむき出し</p> <p>囲い（ルーバー）による修景</p>  <p>エアコンの室外機がむき出し</p> <p>囲い（ルーバー）による修景</p> <p>・建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。</p>  <p>西方寺普明閣からの眺望景観</p>
	③色彩	<p>・別に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や竹並木、黒煉瓦等の前面道路の景観に調和する色彩とするよう配慮する。</p> 

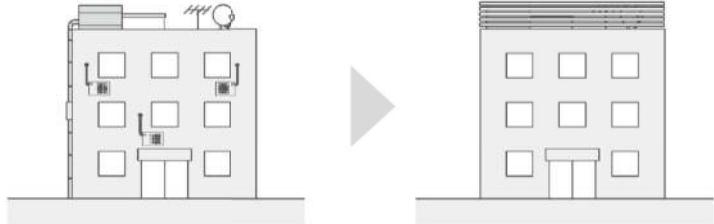
事項	景観形成基準
工作物	<p>・<u>屋外広告物等</u>は周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩とするよう配慮するとともに、西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、<u>高さ 13m</u>を超える部分は町並み保存地区周辺地区的建築物の色彩基準に準拠する。</p>  <p>高さ 13m を超える部分は町並み保存地区周辺地区的建築物の色彩基準に準拠</p> <p>・<u>地上設置型の太陽光発電設備等</u>の設置は原則禁止とする。</p>  <p>地上設置型の太陽光発電設備等は原則禁止</p>

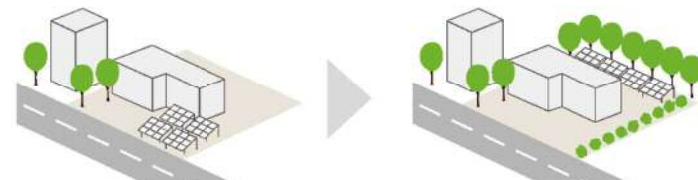
※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

■町並み保存地区周辺地区

町並み保存地区周辺地区は、「町並み保存地区とその周辺地域の連携した景観の保全」を目指しています。そこで、歴史的景観の保全に資する独自の景観形成基準を上乗せして定めます。

項目		景観形成基準
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>町並み保存地区とその周辺地域の景観の保全及び一体的な歴史まちなみ景観の形成</u>に努める。 ・<u>西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観の保全</u>に努める。
		 
建築物	①形態	<ul style="list-style-type: none"> ・原則木造とする。ただし、規模等によりやむを得ず他の構造とする場合は、周辺の景観と調和するよう工夫する。 ・<u>建築物の高さは原則10m以下</u>とする。 ・<u>屋根は勾配屋根とし、原則として瓦屋根</u>とする。ただし、やむを得ない場合は、周辺の景観と調和する形態とする。 <div style="text-align: center;">  <p>勾配屋根 色彩は無彩色（白、灰色）</p> <p>原則 木造 和風調</p> <p>高さ 原則 10m 以下</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>勾配屋根 色彩は無彩色（白、灰色）</p> <p>原則 木造 和風調</p> <p>高さ 原則 10m 以下</p> </div> <p>建築物の形態イメージ</p>

事項		景観形成基準
建築物	②意匠	<p>・外観は和風調とし、コンクリート、金属等の量感を感じさせないものとする。</p>  <p>・建築設備等は、道路から見えない場所に設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物と一体性が図られるよう工夫する。</p>  <p>建築設備等を自然素材の囲いで目隠しをする例</p>
		 <p>屋上設備がむき出し</p> <p>囲い（ルーバー）による修景</p>  <p>・建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。</p>  <p>屋外広告物が目立ち周辺の景観を阻害</p> <p>周辺景観との調和が図られるよう修景</p>

事項		景観形成基準
建築物	③色彩	<ul style="list-style-type: none"> 別に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や景観に調和する落ち着いた色彩とするよう配慮する。 屋根は、西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、彩度0(黒、灰色等の無彩色(N)) とするとともに、周辺景観と調和するよう配慮する。 
工作物		<ul style="list-style-type: none"> 塀、門、垣等は当該建築物及び周辺の景観と調和するよう配慮する。 屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和するよう自然素材の使用や意匠の工夫を行うとともに、色彩については建築物の色彩基準（強調色）に準拠する。また、極度に強い光や点滅を伴うネオンサイン等の使用は避けることとする。  <p style="text-align: center;">極度に強い光や点滅で周辺の景観を阻害 極度に強い光を伴わないよう配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上設置型の太陽光発電設備等は、道路や西方寺普明閣等の近隣の視点場から望見できる場所への設置を原則禁止とする。また、屋根等へ設置する太陽光パネル等についても、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。   <p style="text-align: center;">太陽光発電設備等が道路沿いに面している 道路から目立たない位置へ設置</p>

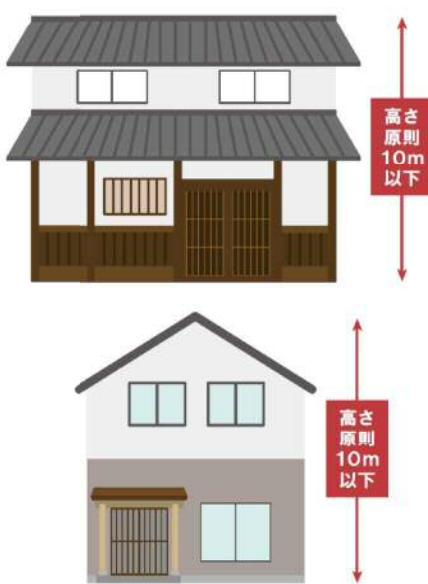
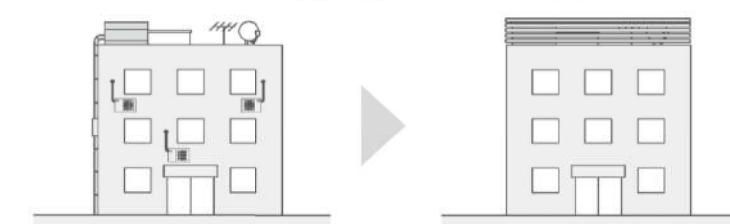
※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

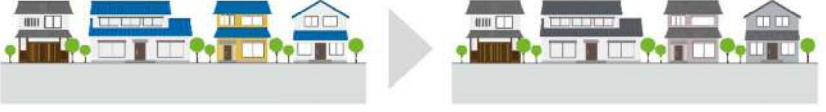
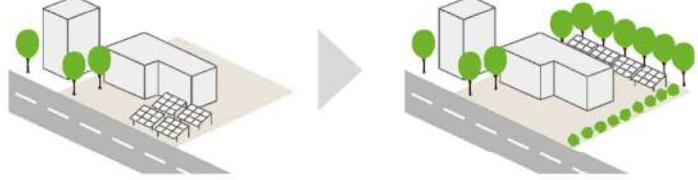
※伝統的建造物群保存地区においては、竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例の基準による。

■ 忠海市街地周辺地区

忠海市街地周辺地区は、「歴史あるまちなみの保全と人々の住環境の確保を両立した景観形成」を目指しています。そこで、景観計画区域全域における基準をもとに地区の特徴を生かした景観づくりを進めるため、生活と伝統が融合した景観の保全と魅力ある景観の創出に資する独自の景観形成基準を上乗せして定めます。

事項	景観形成基準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史あるまちなみと人々の生活が作り出す景観の保全に配慮した落ち着いた景観形成及び地区内の回遊性を高める魅力ある景観の創出に努める。  <p style="text-align: center;">忠海市街地周辺地区の景観</p>
建築物 ①形態	<ul style="list-style-type: none"> ・黒滝山を見上げる眺望および黒滝山から見下ろす眺望を阻害しないよう、建築物の規模等に配慮する。

事項		景観形成基準
建築物	①形態	<p>・建築物の高さは原則10m以下とし、周辺に圧迫感を与えない形態とする。</p>  <p>建築物の形態イメージ</p>
	②意匠	<p>・建築設備等は、道路から見えない場所に設置すること。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物と一体性が図られるよう工夫する。</p>  <p>屋上設備がむき出し</p> <p>囲い（ルーバー）による修景</p>  <p>・建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。</p>  <p>屋外広告物が目立ち周辺の景観を阻害</p> <p>周辺景観との調和が図られるよう修景</p>

事項		景観形成基準
建築物	③色彩	<p>・別に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物に調和する色彩とするよう配慮する。</p> 
工作物		<p>・屋外広告物は、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。</p> <p>山並み（稜線）から突出した工作物 背後の山並み景観との調和を図る</p> <p>・地上設置型の太陽光発電設備等は、道路や近隣の視点場から望見できる場所への設置を原則禁止とする。</p>    <p>太陽光発電設備等が道路沿いに面している 道路から目立たない位置へ設置</p>

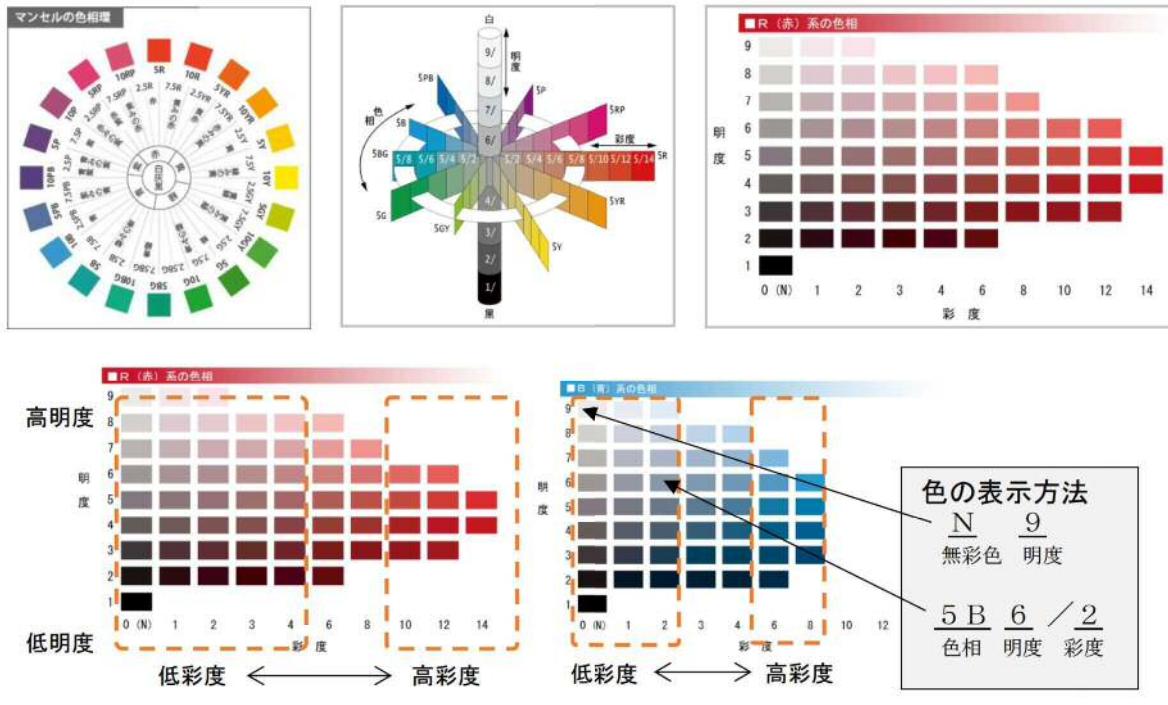
※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

3. 色彩に関する配慮

重点地区では、建築物または工作物に係る景観形成基準において、色彩基準を定めます。該当地区において建築物等の設計を行う際には、地区別の色彩基準をご参照ください。

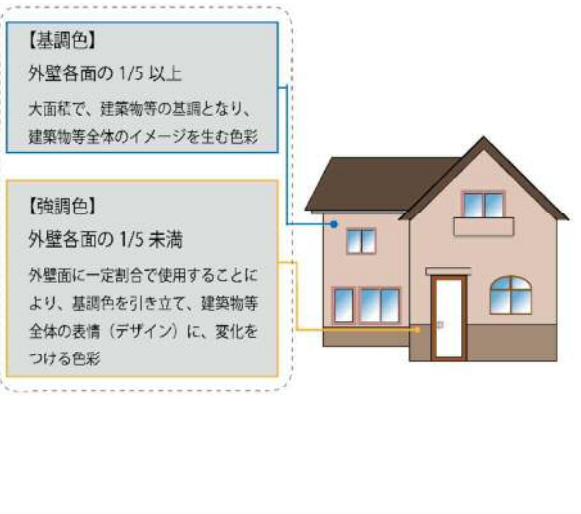
○マンセル値

色相、明度、彩度の3つの属性を組み合わせて表記する記号です。



○色彩基準における面積比の考え方

本計画では、建築物等の色彩について、外観における適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定することで、周辺の景観との調和を図ります。



○色彩基準の適用除外

次のような場合については、色彩基準によらないこととします。ただし、色彩基準の考え方や周辺の景観への影響を十分踏まえた計画とする必要があります。

- 自然石や木材等の自然素材、質感豊かなタイルやレンガ等を使用する場合
- 地域イメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの
- その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資するもの

このほか、工作物の色彩については、他の法令等で使用する色彩が定められているものは、色彩基準によらないこととします。

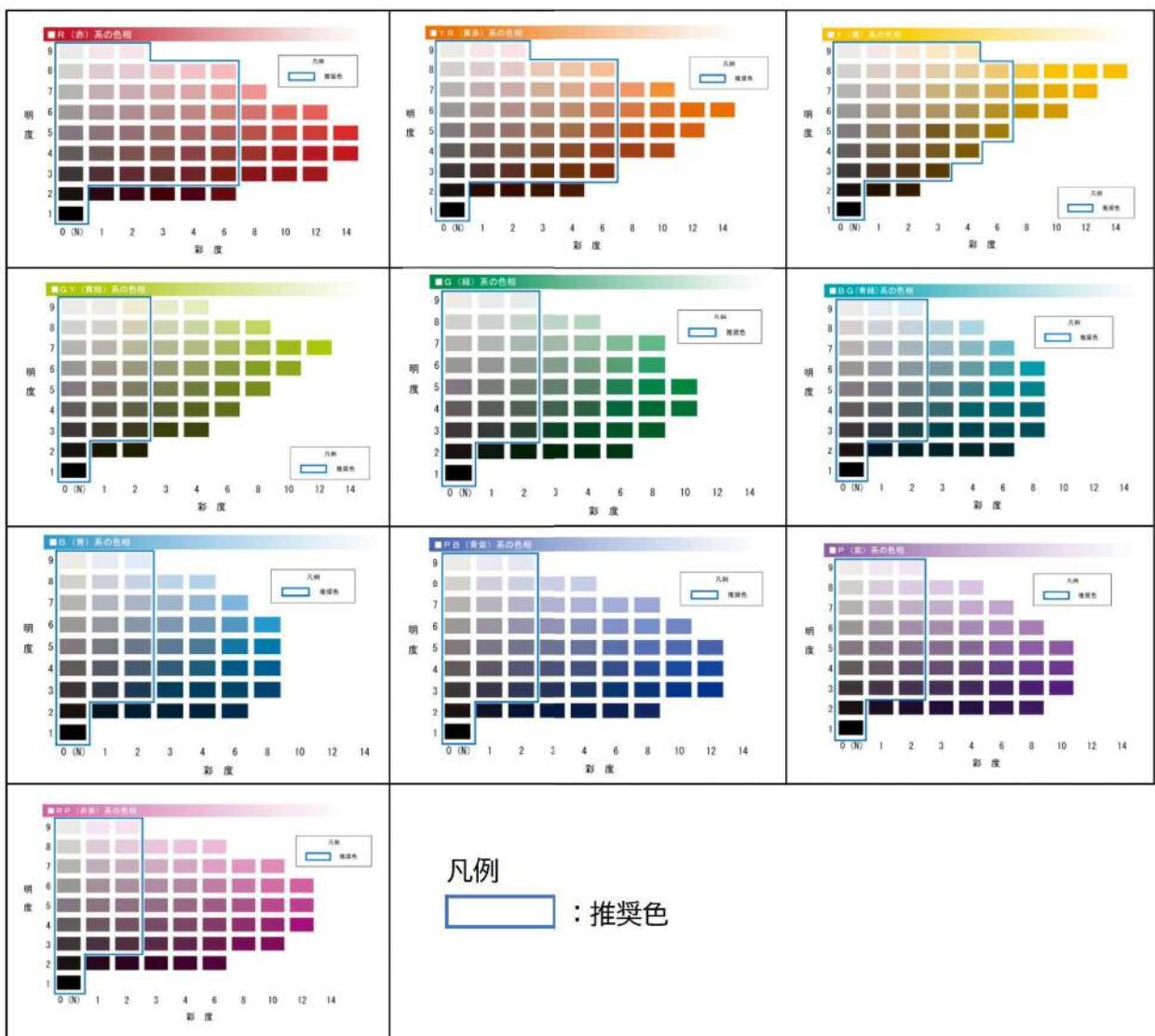
■竹原駅前周辺地区

■基調色

< 推奨色パレット >



- 竹原駅前周辺地区は、地区の賑わいや魅力創出の観点から基準色（使用可能な範囲）を設定しません。
- 既存のノスタルジックな景観を維持するため、既存建築物の色彩を基本とした推奨色を設定します。ただし、重厚な印象を与える色彩は地区のイメージに合わないため、明度 2 は推奨色から除くこととします。
- 賑わいをイメージできる暖色（赤・黄赤・黄）系統は中彩度の 6 まで、その他の色相は既存のノスタルジックな景観に配慮するため低彩度の 2 までを設定します。



※彩度0（白、黒、グレー等の無彩色(N)）は明度の基準なしとします。

■強調色

竹原駅前周辺地区は、地区の賑わいや魅力創出の観点から強調色の基準は設定しません。ただし、基調色に示す推奨色を超えた色彩を使用する場合は周辺のノスタルジックなまちなみ景観と調和するよう配慮します。

凡例
□ : 推奨色

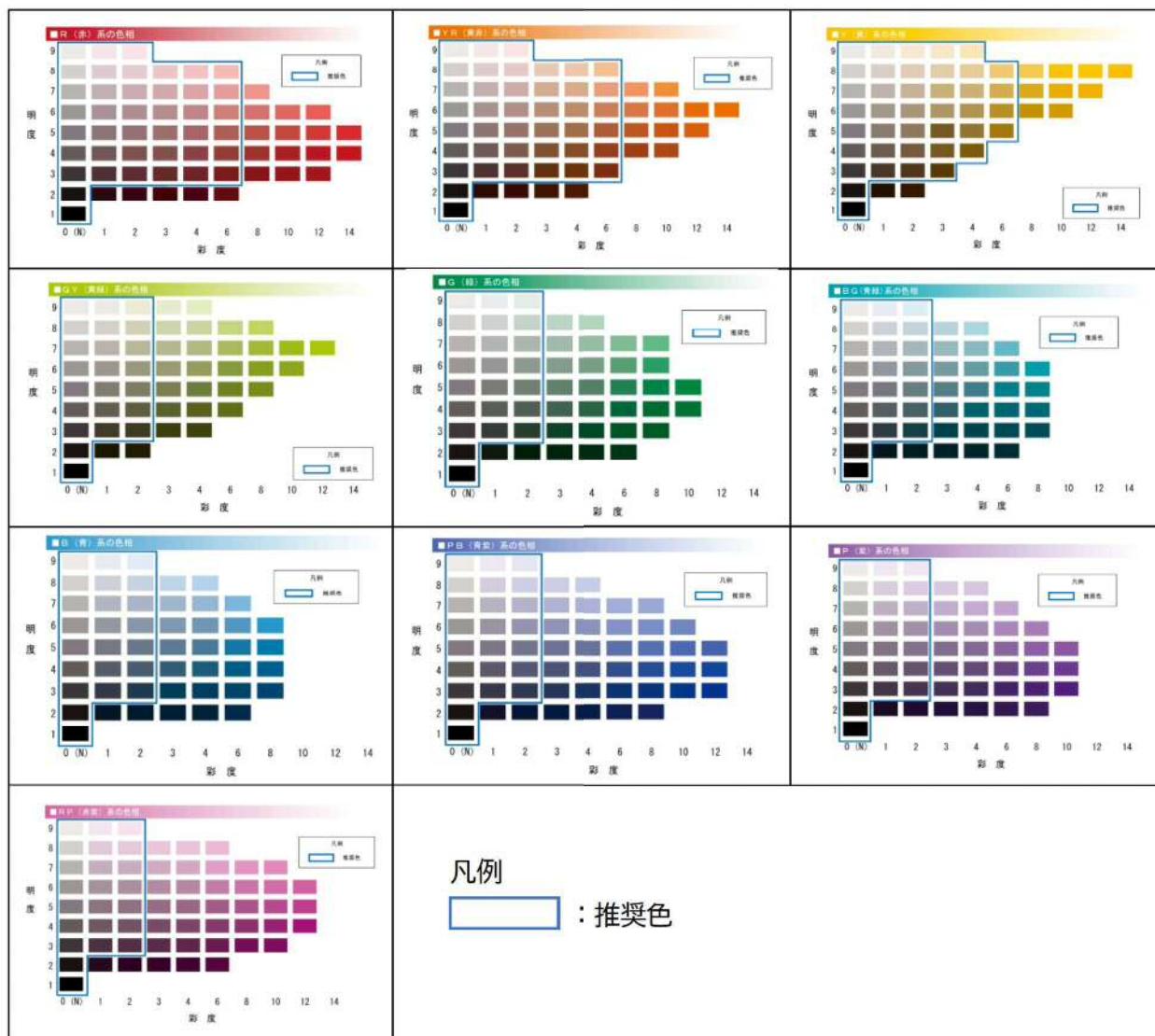
■竹原シンボルロード周辺地区

■基調色

< 推奨色パレット >



- 竹原シンボルロード周辺地区は、地区の賑わいや魅力と活力向上の観点から基準色（使用可能な範囲）を設定しません。
- シンボルロード沿道の活力ある景観を維持・拡大するため、既存建築物の色彩を基本として推奨色を設定します。ただし、重厚な印象を与える色彩は地区のイメージに合わないため、明度2は推奨色から除くこととします。
- 賑わいをイメージできる暖色（赤・黄赤・黄）系統は中彩度の6まで、その他の色相は町並み保存地区及びその周辺と調和した伝統的な景観に配慮するため低彩度の2までを設定します。



※彩度 0 (白、黒、グレー等の無彩色(N)) は明度の基準なしとします。

■強調色

竹原シンボルロード周辺地区は、地区の賑わいや魅力と活力向上の観点から強調色の基準は設定しません。ただし、基調色に示す推奨色の基準を超えた色彩を用いる場合は周辺のまちなみと調和するよう配慮します。

■配慮事項

西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、建築物又は工作物について、高さ 13m を超える部分は、町並み保存地区周辺地区の基準色及び推奨色に準拠します。

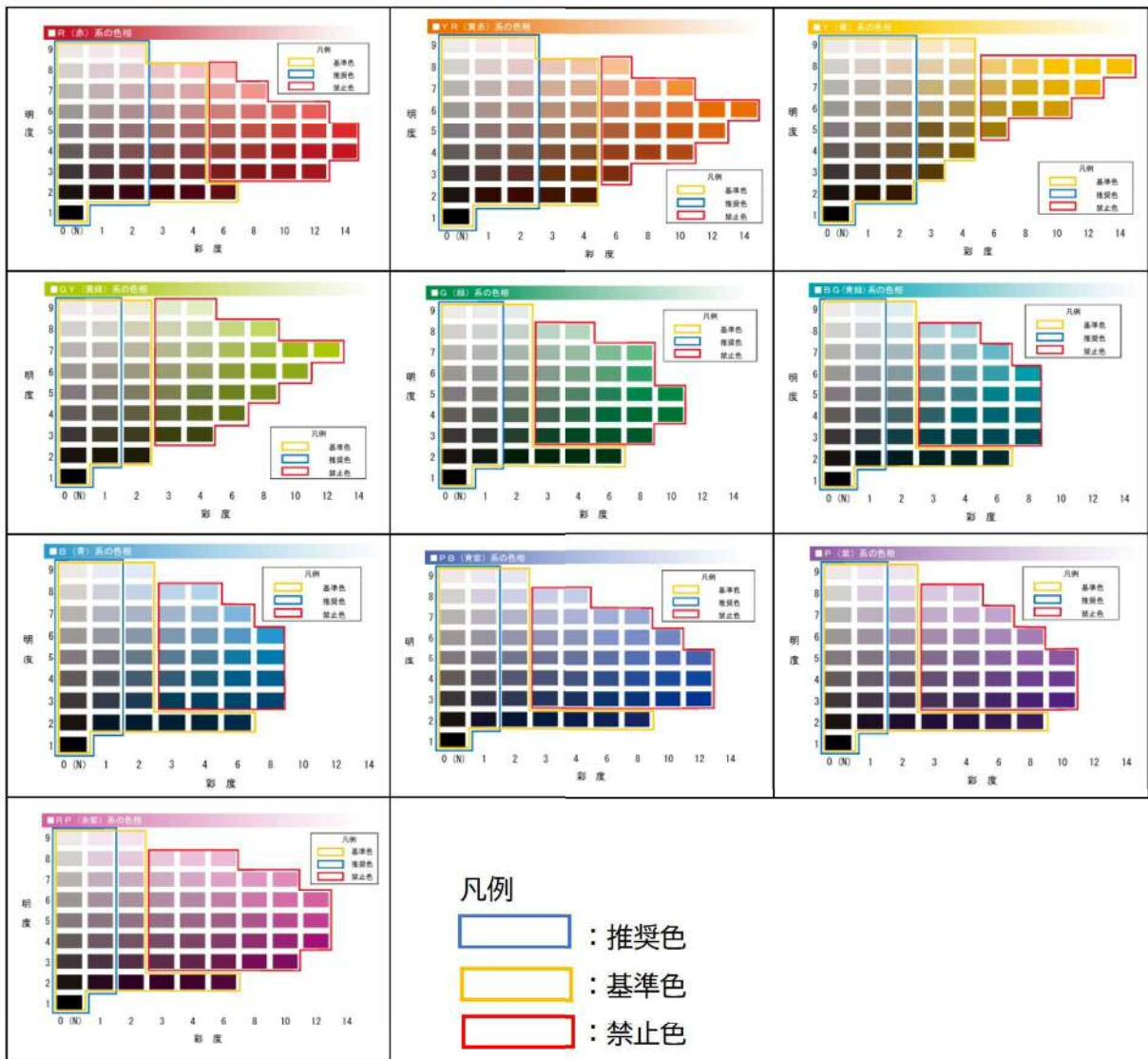
■町並み保存地区周辺地区

■基調色

< 推奨色パレット >



- 町並み保存地区周辺地区は、無彩色（N） 及び低彩度の色彩により美しい歴史的景観を形成しています。引き続き、これらの歴史ある景観を維持していくため、既存建築物の色彩を基本として基準色（使用可能な範囲）を設定します。また、基準色を超える色彩は禁止色とします。
- ただし、明度 2 の色彩に関しては、地区の重厚なイメージと調和するため、彩度に関わらず基準色として設定します。
- 町並み保存地区と連続した歴史ある景観形成を図るため、推奨色として落ち着いた印象を与える低彩度（赤・黄赤・黄は 2 以下、その他は 1 以下）を設定します。



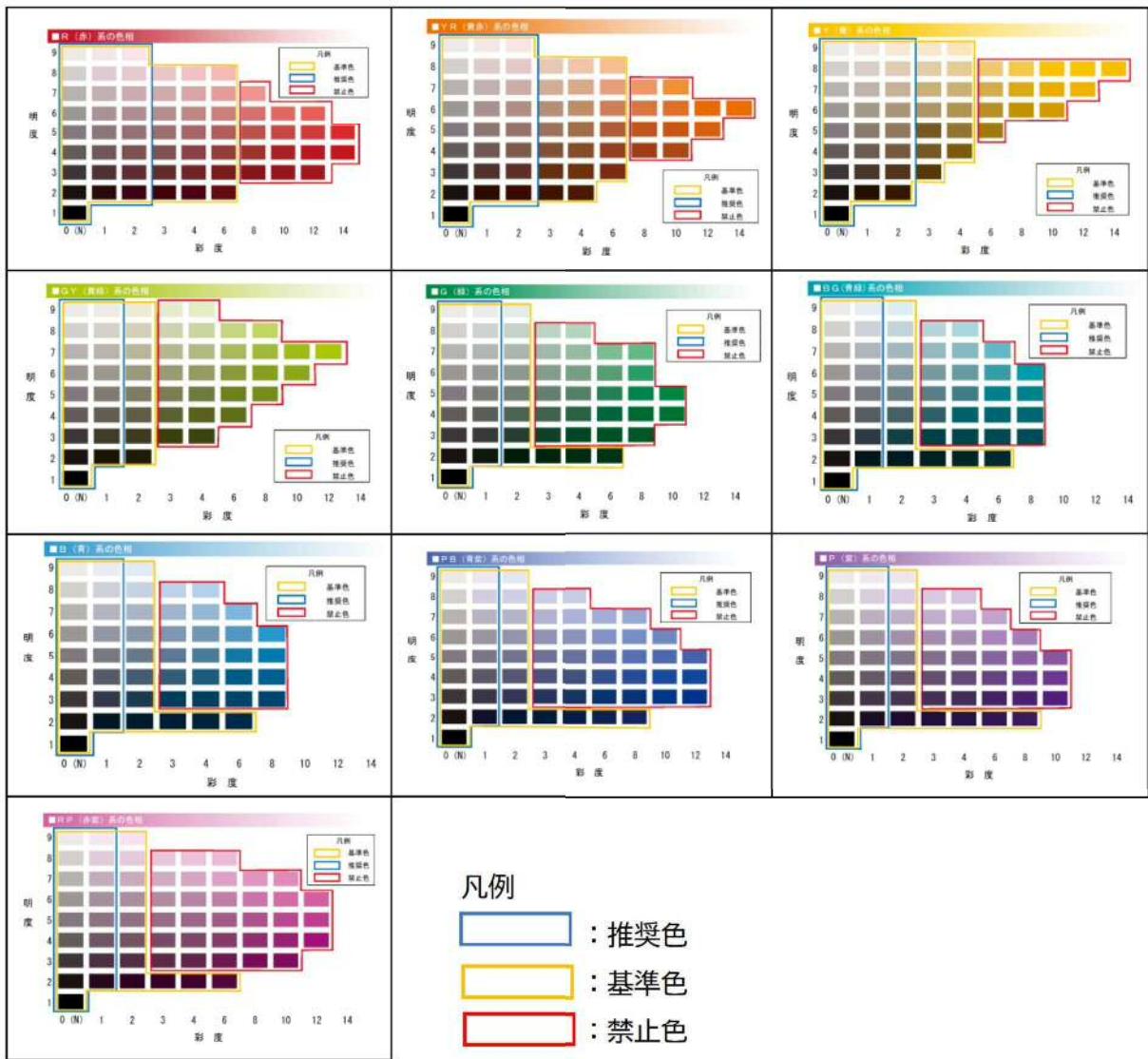
凡例

- : 推奨色
- : 基準色
- : 禁止色

■強調色



- 既存建築物等に多く使われている色彩を基本として赤・黄赤系統は彩度 6 以下、黄系統は彩度 4 以下、その他の色相は彩度 2 以下を基準色として設定します。また、基準色を超える色彩は禁止色として設定します。
- ただし、明度 2 の色彩に関しては、地区の重厚なイメージと調和するため、彩度に関わらず基準色として設定します。
- 町並み保存地区と連続した歴史ある景観形成を図るため、基調色同様、推奨色として低彩度（赤・黄赤・黄は 2 以下、その他は 1 以下）を設定します。



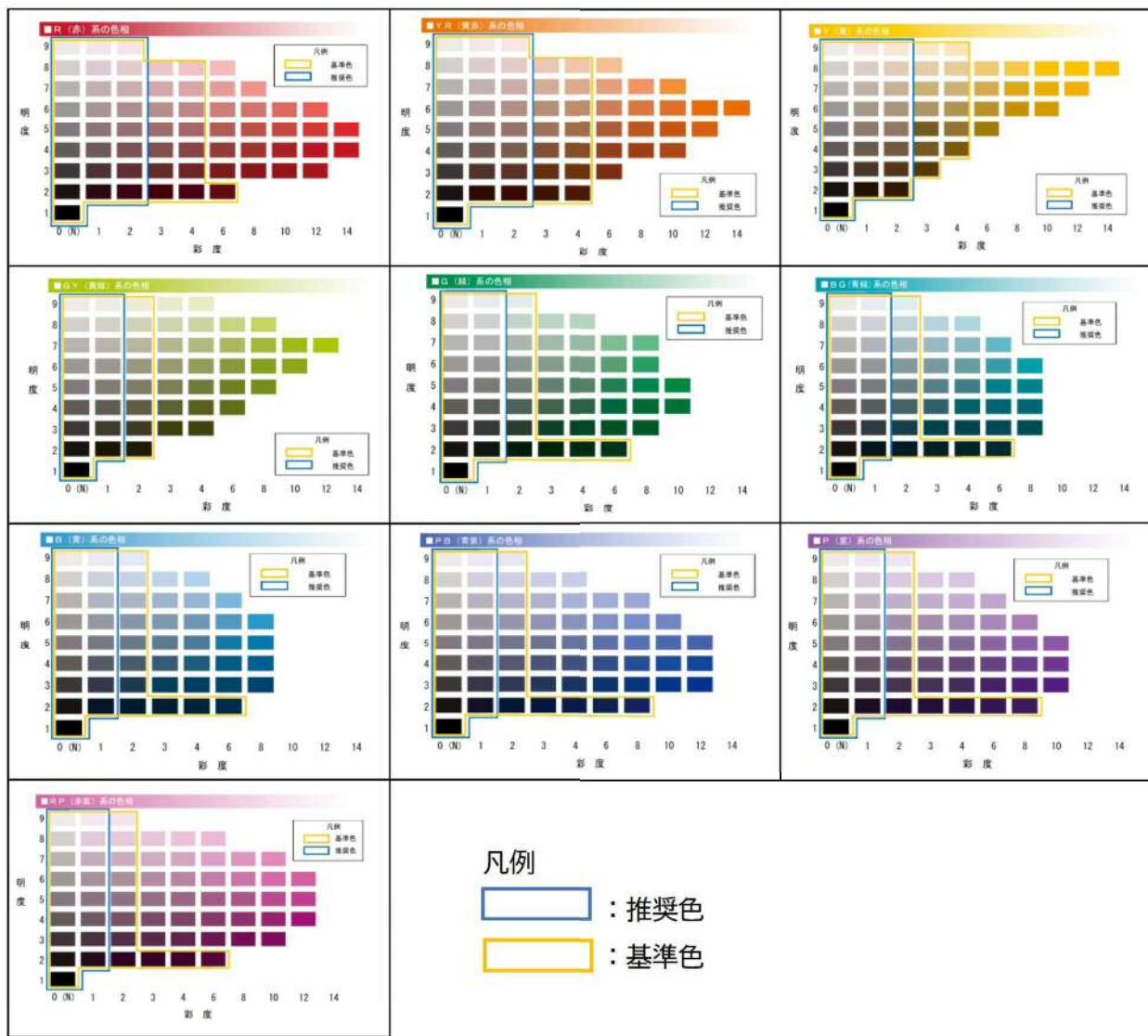
■忠海市街地周辺地区

■基調色

< 推奨色パレット >



- 忠海市街地周辺地区は、古い町家や神社仏閣などの歴史的な資源が多く点在しており、落ち着いた景観を形成しています。引き続き、これらの落ち着いた景観を維持していくため、既存建築物の色彩を基本として基準色（使用可能な範囲）として設定します。ただし、明度2の色彩に関しては、地区の重厚なイメージと調和するため、彩度に関わらず基準色として設定します。
- 本地区の歴史的な景観の維持と魅力ある景観の創出のため、推奨色として落ち着いた印象を与える低彩度（赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下）を設定します。



■強調色



- 既存建築物等に多く使われている色彩を基本として赤・黄赤系統は彩度 6 以下、黄系統は彩度 4 以下、その他の色相は彩度 2 以下を基準色として設定します。ただし、明度 2 の色彩に関しては、地区の重厚なイメージと調和するため、彩度に関わらず基準色として設定します。
- 推奨色は、基調色同様、落ち着いた景観を維持していくため低彩度（赤・黄赤・黄は 2 以下、その他は 1 以下）を設定します。



凡例

- : 推奨色
- : 基準色

4. 広告物等に関する配慮

(1) 屋外広告物とは

屋外広告物は、屋外広告物法により、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置、維持及び屋外広告業について必要な規制の基準が示されています。

本計画では、屋外広告物が景観を構成する重要な要素の一つであることから、「広島県屋外広告物条例」に準拠しつつ、地域特性を考慮した屋外広告物の表示及び掲出に関する適正な規制・誘導を図るための基本方針を設定します。

(2) 設置禁止場所

次に掲げる地域又は場所に、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することは禁止されています。

設置禁止場所			
①都市計画法に定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域及び風致地区の中で <u>市長が指定する地域</u>			
②文化財保護法第109条第1項（史跡名勝天然記念物）若しくは第2項（特別史跡名勝天然記念物）の規定により指定された地域若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された地域又は広島県文化財保護条例第36条第1項（県史跡名勝天然記念物）の規定により指定された地域で、 <u>市長が指定するもの</u>			
③文化財保護法第27条第1項（重要文化財）若しくは第78条第1項（重要有形民俗文化財）又は広島県文化財保護条例第3条第1項（広島県重要文化財）若しくは第29条第1項（広島県有形民俗文化財）の規定により指定された建造物の周囲で、 <u>市長が指定する地域</u>			
④竹原市文化財保護条例（昭和35年条例第33号）第3条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する範囲内にある地域又は同項の規定により指定された地域で、 <u>市長が指定するもの</u>			
⑤森林法第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域で、 <u>市長が指定するもの</u>			
⑥国又は公共団体の管理する公園及び緑地			
⑦官公署、学校、研究所、図書館、音楽堂、公会堂、記念館、体育館、気象台、変電所、記念塔、公衆便所その他市長が指定する公共施設の敷地			
⑧古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、 <u>市長が指定するもの</u>			
⑨社寺、仏堂又は教会のある地域で、 <u>市長が指定するもの</u>			
⑩その他市長が指定する地域			

(3) 設置禁止物件

次に掲げる物件に、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することは禁止されています。

設置禁止物件（屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することはできない）							
①街路樹及び路傍樹	②市長が指定する地域内にある郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所、路上変圧器その他これに類するもの、送電塔、橋りょうその他市長が指定する公共施設						
③公共物たる石垣及び擁壁	④形像及び記念碑	⑤信号機、警報機、道路標識、歩道柵、こま止めその他これらに類するもの					
設置禁止物件（はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置してはならない）							
①電柱、街灯柱その他これらに類するもの	②アーチ及びアーケードの支柱その他これらに類するもの						

(4) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本方針

■景観計画区域

	基本方針
景観計画区域 (市全域)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性や周辺の景観を考慮し、過度な表現による不調和又は著しい違和感を生じないよう配慮する。 ・建築物等に設置する看板、広告塔などは、必要最小限度の大きさ、設置個数にとどめる。 ・建築物又は工作物に附属する場合は、当該建築物又は工作物との調和を図る。 ・基調となる色彩は落ち着きのある色調を用いるよう努め、原則として彩度の高い色の使用は避ける。また、蛍光色はできるだけ避ける。 <p>（例）屋外広告物の形態・規模・色彩等を統一するイメージ</p> <p>The diagram illustrates the principle of unification. It shows two separate elements on the left: a large red square sign with 'TAKEHARA' and a smaller rectangular sign with 'TAKEHARA' and a grid pattern. An arrow points to the right, where these two elements have been combined into a single, larger, integrated vertical sign that maintains the 'TAKEHARA' branding and the grid pattern.</p>

■重点地区

	基本方針
竹原駅前周辺地区	・統一感のある景観を創出するため、屋外広告物の位置、形状、高さ、表示面の大きさ、意匠、照明などを工夫する。
竹原シンボルロード周辺地区	・西方寺普明閣からの眺望景観を阻害することのないよう彩度の高い色の使用は避けるように努める。
町並み保存地区 周辺地区	・町並み保存地区との連続性を確保するため、彩度の高い色の使用、極度に強い光を放つ映像表示型看板や激しい点滅を伴う照明装置等の使用は避けるように努める。
忠海市街地周辺地区	・黒滝山をはじめとする展望地からの眺望景観を阻害することのないよう彩度の高い色の使用、極度に強い光を放つ映像表示型看板や激しい点滅を伴う照明装置等の使用は避けるように努める。